

# RTPAに関する情報提供

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
事務局次長 高橋 建志

# 居場所情報義務違反 について

# 居場所情報義務違反



未提出・提出内容の不備

検査未了  
(居場所情報不備等による)

居場所情報義務違反

× 3

ドーピング防止規則違反

# 平成24年度居場所情報義務違反 発生件数

- 居場所情報未提出：18件
- 検査未了：74件
- **居場所情報義務違反×2 のRTPA**  
6名（平成24年度終了時）

競技団体の皆様にご協力をいただき、居場所情報更新頻度が増加する等、RTPAの意識の改善されています。

居場所情報義務違反によるドーピング防止規則違反防止のため、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

# RTPAに関する 対応の変更について

## 60分時間枠内における競技会外検査での 対応変更について

指定された60分の時間枠に実施される競技会外検査において、指定された場所に競技者が不在であった場合、指定された60分の時間枠時間終了5分前に、競技者の居場所情報に明記されている電話番号へ、ドーピング検査員(DCO)から不在確認のために電話をかける対応へ変更しました。

なお、原則、時間内に通告できない場合は検査未了となります。

### 【確認事項】

ISTの変更草案にて、具体的な手順の変更案が提示されたこと、及び海外ドーピング防止機関の実践事例を踏まえての変更

ADAMSにおいて、電話番号未登録の競技者につきましては、電話連絡は実施しません。



# ADAMS問い合わせダイヤルの 対応時間変更

- 1)ADAMS問い合わせダイヤル
- 2)居場所情報問い合わせメールアドレス

対応時間: **土日、祝日及び当機構休業日を除く、  
平日10:00～18:00**

## 【確認事項】

居場所情報更新ダイヤル、メール及びFAXでの居場所情報更新については、これまで通り24時間受信します。

注)電話、メール、FAXによる居場所情報更新の利用は、JADA-RTPのみに登録された競技者が対象となります。

# 「JADA検査対象者登録リスト居場所情報管理細則」 の改訂

## 【主な変更点】

### 1項 RTPA登録対象者の基準

対象者について、要件の変更、資格停止期間中の競技者の登録など、基準を新たに設定

※ 今後、JADA担当者より、新細則の基準に合わせたRTPAの構築について、調整のため、ご連絡いたします。



# 居場所情報提供 について

# 居場所情報提出期限について

- **RTPAは、以下の各四半期提出期限までに、居場所情報を確実に提出しなければならない**

## 【提出期限】

第1四半期(4～6月分)	3月30日
第2四半期(7～9月分)	6月30日
第3四半期(10～12月分)	9月30日
第4四半期(1～3月分)	12月31日

- ★ **6月30日が、第2四半期の提出期限**となっています。

※IF-RTPの方は、IF規程により、別途提出期限が定められている場合がありますので、確認をお願いします。

また、提供に関して、本機構への問い合わせは、6月28日までに完了するよう、競技者への周知をお願いいたします。

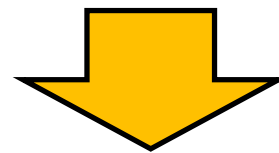
# 合宿情報の取り扱い

平成24年度第2回及び第3回加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会  
ご説明内容の再確認

## 居場所情報としての、 日本代表チーム合宿情報の取り扱い

これまでの目的:

- 1) 日本ドーピング防止規程に基づき、日本代表として競技する競技者の居場所情報を収集し、円滑且つ効果的なドーピング検査を実施するため。
- 2) 可能な限り、RTPA以外の競技者に負担をかけずに、検査実施の機会を確保するため。



居場所情報としての日本代表チーム合宿情報の取り扱いについて、混乱が生じていたため制度の見直しを行い、居場所情報として収集することを廃止。

# 教育啓発活動のための 日本代表チーム合宿情報の取り扱い

## ➤ 今後の活用

日本代表チームを始め、その他対象者への教育啓発プログラムの提供機会及び対象群の検討

## ➤ **JADA**へ提出する合宿情報

スケジュールと合宿会場についての情報(四半期分)

※昨年度に引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。  
詳細については、JADA職員にご確認ください。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
JADA 検査対象者登録リスト居場所情報管理細則の一部改正について

1 改正理由

検査対象者登録リストへの登録要件の見直しによる改正。

2 新旧対照表

改正後	現行
<p>1. 1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、<b>以下</b>に示す基準に従い候補となる競技者を選出し、そのリストをJADAに提供するものとする。JADA は、各国内競技連盟から提供された候補者の中から、対象者を<b>確定</b>してJADA 検査対象者登録リストに登録し、当該国内競技連盟に通知するものとする。</p> <p style="color: red;">① 日本オリンピック委員会の強化指定選手で以下に該当する競技者 ア.エリート A イ.エリート B ウ.ユースエリート</p> <p style="color: red;">② 日本スポーツ振興センターより個人として助成を受けている競技者</p> <p style="color: red;">③ JADA の検査対象者登録リストに登録されている期間中に競技から引退し、競技への復帰を希望する競技者(本細則 2.3 参照)</p> <p style="color: red;">④ オリンピック競技会に出場する競技者(大会開村日 12 ヶ月前から登録を開始する)</p> <p style="color: red;">⑤ 競技団体の強化指定選手に指定されている競技者</p> <p style="color: red;">⑥ 国際競技連盟の検査対象者登録リストの対象として指定されている競技者</p>	<p>1. 1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、<u>1.2</u>項に示す基準に従い候補となる競技者を選出し、そのリストを JADA に提供するものとする。JADA は、各国内競技連盟から提供された候補者の中から、対象者を<u>選出</u>して JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該国内競技連盟に通知するものとする。</p>



改正後	現行
<p>1. 2 1.1 の対象者に加えて、JADA は、以下の基準により、検査対象者を選定してJADA検査対象者登録リストに登録し、当該競技者が登録する国内競技連盟に通知するものとする。</p> <p>① 日本ドーピング防止規律パネル及びその他のドーピング防止機関のドーピング防止規律パネルが決定したドーピング防止規則違反による資格停止期間にある競技者、及び当該資格停止期間が終了し、競技に復活する競技者 (原則として該当する全ての競技者を登録する。登録開始時期は JADA が指定する)</p> <p>② その他、JADA が検査対象者登録リストへの登録が必要と判断した競技者</p> <p>2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、<b>除外</b>、引退、復帰</p> <p>2. 1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者に対しては、同リストの登録対象となったことが JADA 事務局から <del>書面により</del>通知される。</p>	<p>1. 2 検査対象者登録リスト候補者の選出基準は、以下のとおりとする。</p> <p>① 以下のアマまたはイに該当する競技者がいる国内競技連盟は、該当する競技者を全て選出すること。ただし、国内競技連盟は、オリンピック大会に出場する競技者については、オリンピック大会の 12 ヶ月前から選出すること。</p> <p>② 以下のアマまたはイのいずれかに該当する競技者がいない国内競技連盟は、以下のウに該当する競技者を選出すること。ただし、国内競技連盟は、オリンピック大会に出場する競技者については、オリンピック大会の 12 ヶ月前から選出すること。</p> <p>③ 前記①及び②以外の競技者がオリンピック大会に出場する場合には、日本オリンピック委員会は、当該競技者をオリンピック大会の 12 ヶ月前から選出すること。</p> <p>ア. 日本オリンピック委員会強化指定選手の中で、スポーツ振興センターより公的助成金を得ている競技者。</p> <p>イ. 国際競技連盟より検査対象者登録リストの対象として指定されている競技者。</p> <p>ウ. 国の代表として競技する競技者。</p> <p>2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、<b>引退</b>、復帰</p> <p>2. 1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者に対しては、同リストの登録対象となったことが JADA 事務局から <u>書面により</u>通知される。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="188 210 304 241">&lt;追加&gt;</p> <p data-bbox="188 257 798 383">2.2 JADA 検査対象者登録リストから除外された競技者に対しては、同リストから除外されたことが JADA 事務局から通知される。</p> <p data-bbox="188 443 798 853">2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が競技から引退する場合には、世界ドーピング防止規程・検査に関する国際基準第 11.2.5 条に従い、JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 1:JADA 検査対象者引退届)にてその旨を連絡するものとし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リストから削除されたことが競技者へ書面により通知される。</p> <p data-bbox="188 920 798 1330">2.4 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が引退後、再度競技に復帰する場合には、世界ドーピング防止規程、検査に関する国際基準第 11.2.3 条、及び日本ドーピング防止規程第 5.6.2 項に従い、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 2:JADA 検査対象者復帰届)にて連絡するものとする。</p> <p data-bbox="188 1397 798 1570">3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による居場所情報の提供・更新が困難な場合には、<b>電話、書面、メール</b>による提供・更新も可能とする。</p> <p data-bbox="188 1637 798 2002">5.2 居場所情報未提出についての各違反は、居場所情報の提供期限の日から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。居場所情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、当該居場所情報の<b>提供期限の翌日から</b>起算するものとする。</p>	<p data-bbox="823 443 1433 853">2.2 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が競技から引退する場合には、世界ドーピング防止規程・検査に関する国際基準第 11.2.5 条に従い、JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 1:JADA 検査対象者引退届)にてその旨を連絡するものとし、JADA 事務局にて同届出を受理後、リストから削除されたことが競技者へ書面により通知される。</p> <p data-bbox="823 920 1433 1330">2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が引退後、再度競技に復帰する場合には、世界ドーピング防止規程、検査に関する国際基準第 11.2.3 条、及び日本ドーピング防止規程第 5.6.2 項に従い、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 2:JADA 検査対象者復帰届)にて連絡するものとする。</p> <p data-bbox="823 1397 1433 1525">3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による居場所情報の提供・更新が困難な場合には、<u>書面</u>による提供・更新も可能とする。</p> <p data-bbox="823 1637 1433 2002">5.2 居場所情報未提出についての各違反は、居場所情報の提供期限の日から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。居場所情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、当該居場所情報の<u>提供期限の日から</u>起算するものとする。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="188 210 304 241">&lt;追加&gt;</p> <p data-bbox="188 255 320 293"><b>6 通知</b></p> <p data-bbox="188 306 798 434">6.1 本細則において言及されているすべての通知は、日本ドーピング防止規程第 19.2 項の規程に従う。</p>	
<p data-bbox="188 497 304 528">&lt;追加&gt;</p> <p data-bbox="188 542 252 577">附則</p> <p data-bbox="188 591 788 622">1 この細則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="188 636 804 719">2 この細則は、平成 25 年 6 月 5 日から改訂施行する。</p>	